

令和8年度

大分市脱炭素先行地域再エネ設備等導入費 補助金(一般住宅・民間施設)申請の手引き

【共通版】

令和8年8月版

大分市 環境部 環境政策課

脱炭素社会推進室

— 目 次 —

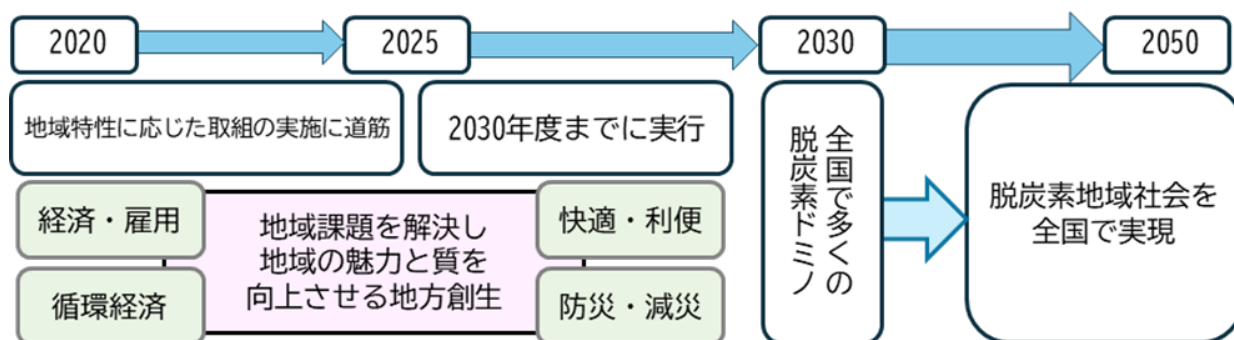
I. はじめに	1
1. 補助金の概要	2
II. 補助対象となる範囲	4
1. 補助対象事業の基本的要件	4
2. 補助対象となる経費	5
III. 補助金受領までの流れについて	8
1. 申請の流れ	9
2. 申請書類の準備	9
3. 交付申請	9
4. 実績報告	9
5. 補助金の請求	9
6. 設備導入後	10
IV. そのほか申請に係る事項	11
1. 代理受領制度について	11
2. 申請の変更・取下げ	13
3. 補助金の返還となる場合	13
4. 導入した設備の使用期間(法定耐用年数)	14
V. 問い合わせ先	14

I. はじめに

大分市では、2021(令和3)年4月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、市民・民間事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に挑戦しており、2026年2月に、国(環境省)が進める「脱炭素先行地域」に選定されました。

「脱炭素先行地域」とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなります。全国で約100か所が選定されています。

【地域脱炭素ロードマップ イメージ図】



この度、環境省が公募する「脱炭素先行地域」に選定された大分市の事業計画で対象とする地域(以下「補助対象地域」という。))において、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入等の脱炭素化の取組を通じた持続可能な地域づくりを目的とした、「**大分市脱炭素先行地域再エネ設備等導入費補助金事業(一般住宅・民間施設)**」を実施します。

本補助金の申請にあたっては、「大分市脱炭素先行地域再エネ設備等導入費補助金申請の手引き」(以下「本手引き」という。))及び関連する以下の資料などをよくお読みください。

なお、本補助金は環境省の交付金を活用した補助金であり、**年度ごとに予算額の上限があります。**(上限額に達した場合はHP等でお知らせします。)

<関連資料>

- ・ 大分市脱炭素先行地域再エネ設備等導入費補助金(一般住宅・民間施設)交付要綱 (以下「市要綱」という。)
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付要綱 (以下「国要綱1」という。)
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 (以下「国要領1」という。)
- ・ 国要領1別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業(脱炭素先行地域づくり事業) (以下「国要領1別紙」という。)
- ・ 国要領1 別表第1(交付対象事業費:設備整備事業) (以下「国要領1別表第1」という。)
- ・ 特定地域脱炭素移行加速化交付金 交付要綱 (以下「国要綱2」という。)
- ・ 特定地域脱炭素移行加速化交付金 実施要領 (以下「国要領2」という。)
- ・ 国要領2別紙 特定地域脱炭素移行加速化交付金 交付対象事業となる事業(民間裨益型自営線マイクログリッド等事業) (以下「国要領2別紙」という。)
- ・ 国要領2 別表第1(交付対象事業費:設備整備事業) (以下「国要領2別表第1」という。)

1. 補助金の概要

(1) 補助金の名称

「大分市脱炭素先行地域再エネ設備等導入費補助金(一般住宅・民間施設)」

(2) 申請期間

令和8年8月25日(火)から令和9年1月29日(金)まで

※予算の上限に達し次第終了

(3) 補助対象者

本補助金は、以下の①～③の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① (一般住宅の場合)補助対象地域内に住民票の登録があり実際に居住する方
(民間施設の場合)補助対象地域内に本社、事業所、所有する物件等を有する民間事業者

【補助対象地域】

戸次本町、嶺、利光、大塔、影ノ木、上り尾、川原、岩上、花香、舟戸、伊与床

※交付申請時において、補助対象地域内に一般住宅や民間施設を有していない場合であっても、実績報告の日までに有する見込みがあれば、対象となります。

※補助対象地域に住所を有する個人や民間事業者の土地若しくは建物に設備を設置するPPA事業者及びリース事業者については、交付要件を満たす場合対象となります。

- ② 本市の市税の滞納がないこと

- ③ 補助金の交付を受けようとする者が以下のいずれにも該当しないこと

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
2. 補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

(4) 申請可能回数

- ① 太陽光発電設備・蓄電池

各設備ごとに年度内において一世帯又は一事業者につき1回限り(複数年度の申請可)

1世帯(1事業者)につき、同一設備への申請は「1年度に1回まで」となります。

今年度申請された方でも、来年度になれば再度申請いただけます。

② 高効率空調機器(エアコン)・高効率照明機器(LED)・高効率給湯器(ヒートポンプ給湯器)・高機能換気設備

各設備ごとに一世帯又は一事業者につき1回限り(複数年度の申請不可)

1世帯(1事業者)につき、同一設備への申請は「1回限り」となります。

過去の年度を含め、一度申請された設備は再度申請できません。

(5) 補助額

対象	補助対象設備	補助率	補助限度額		導入方法	参考価格 ※1
一般住宅 民間施設	太陽光発電設備	2/3	一般住宅	100万円	購入・リース・PPA	25.5万円/kW
			民間施設	400万円		
	蓄電池		一般住宅	140万円	購入・リース・PPA	14.9万円/kWh
			民間施設	200万円		
	高効率空調機器 (エアコン)		一般住宅	30万円	購入・リース	15万円/台
			民間施設	300万円		
	高効率照明機器 (LED)		一般住宅	10万円	購入・リース	3万円/台
			民間施設	150万円		
	高効率給湯器 (ヒートポンプ給湯器)		一般住宅	40万円	購入・リース	55万円/台
			民間施設	160万円		
民間施設のみ	高機能換気設備		60万円		購入・リース	—

※1 国の資料等を踏まえた参考価格(税抜き)です。まずは各メーカー・施工店にお問い合わせください。

●設備の導入方法(PPA・リース)について

「PPA」とは

一般住宅や民間施設の屋根を借りて、事業者が太陽光発電設備や蓄電池を設置し、そこで発電した電気を住宅に供給する仕組みです。初期費用は不要で、設備の所有や維持管理を事業者が行う代わりに、居住者は事業者に対して電力料金を支払います。

「リース」とは

リース会社が所有する太陽光発電設備等を借りる形式で利用できる仕組みです。居住者は、リース料金として毎月固定額をリース会社に支払います。

II. 補助対象となる範囲

1. 補助対象事業の基本的要件

本補助を利用するにはどの設備についても補助対象設備を導入する物件の使用電力を、実績報告までに再エネ100%電力にすることが条件になります。また、導入した補助対象設備については、法定耐用年数までは、継続使用が必要になり、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、又は取壊し(破棄を含む。)を行うことはできません。

上記に加え、以下のすべての要件を満たす事業が補助の対象となります。

- (1) 補助対象地域内で実施するものであること。
- (2) 脱炭素先行地域の目的の達成のために必要なものであること。
- (3) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- (4) 他の法令又は予算制度に基づき、国・県・市の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
- (5) 導入する設備は各種法令等を遵守した設備であること。
- (6) 導入する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。(中古設備は、交付対象外)
- (7) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。

詳しくは市要綱又は、一般住宅(個人向け)については「国要領1別紙」を、民間施設(民間事業者向け)については「国要領2別紙」(太陽光発電設備は国要領1別紙)をご確認ください。

そのほか、導入する設備ごとに交付要件がありますので、申請の際は必ず該当する補助対象設備の申請の手引きをご確認ください。

2. 補助対象となる経費

以下に該当する経費が補助の対象となります。

詳しくは国要領1別表第1及び国要領2別表第1をご確認ください。

設備販売店や設置業者へ見積作成を依頼する際は、下記を参照し、明細内訳が分かるように作成を依頼してください。

区分	費目	細目	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。

	付帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事(交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。※一般住宅の場合に限る。)に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
工事費	機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費	事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

※消費税及び地方消費税に相当する額を抜いた金額で交付申請をしてください。

※見積書や請求書は、上記の区分・費目・細分に該当する費用が分かる形の内訳書を添付してください。

●内訳書の作成について

以下の様式をご参考の上、設備販売店や設置事業者にご相談ください。

御見積書						2026 年 0 月 0 日																																																																																																																																				
住所						〒870-0000																																																																																																																																				
氏名						大分県大分市〇〇〇〇																																																																																																																																				
						株式会社〇〇																																																																																																																																				
						TEL：0000-00-0000																																																																																																																																				
下記の通り御見積申し上げます。																																																																																																																																										
工事名称	： 〇〇設置工事																																																																																																																																									
工事場所	： 大分県大分市〇〇																																																																																																																																									
御見積合計金額 ： ￥00,000-（消費税込み）																																																																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>単位</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">■材料費</td> </tr> <tr> <td>〇〇製 AA-AA111A-A</td> <td>1</td> <td>台</td> <td>00,000</td> <td>00,000</td> <td>エアコン（〇〇用）</td> </tr> <tr> <td>〇〇製 BB-BB111B-B</td> <td>2</td> <td>台</td> <td>00,000</td> <td>00,000</td> <td>エアコン（〇〇用）</td> </tr> <tr> <td>〇〇製 CC-CC111C-C</td> <td>1</td> <td>台</td> <td>00,000</td> <td>00,000</td> <td>エアコン（〇〇用）</td> </tr> <tr> <td colspan="6">■労務費</td> </tr> <tr> <td>エアコン取付工事</td> <td>4</td> <td>か所</td> <td>00,000</td> <td>00,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">■付帯工事費</td> </tr> <tr> <td>専用配線工事</td> <td>3</td> <td>か所</td> <td>00,000</td> <td>00,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>増設分電盤</td> <td>4</td> <td>回路</td> <td>00,000</td> <td>00,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">■一般管理費</td> </tr> <tr> <td>交付対象に係る一般管理費</td> <td>1</td> <td>式</td> <td>00,000</td> <td>00,000</td> <td>材料費・労務費・付帯工事費</td> </tr> <tr> <td>交付対象外に係る一般管理費</td> <td>1</td> <td>式</td> <td>00,000</td> <td>00,000</td> <td>その他経費</td> </tr> <tr> <td colspan="4">一般管理費計</td> <td>00,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">■その他経費</td> </tr> <tr> <td>既存設備撤去工事</td> <td>4</td> <td>か所</td> <td>00,000</td> <td>00,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家電リサイクル費用</td> <td>4</td> <td>台</td> <td>00,000</td> <td>00,000</td> <td>※交付対象外</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小計</td> <td>00,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">消費税（10%）</td> <td>00,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td>00,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">うち、補助対象経費 計</td> <td>00,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">うち、補助対象外経費 計</td> <td>00,000</td> <td>※交付対象外</td> </tr> </tbody> </table>							名称	数量	単位	単価	金額	備考	■材料費						〇〇製 AA-AA111A-A	1	台	00,000	00,000	エアコン（〇〇用）	〇〇製 BB-BB111B-B	2	台	00,000	00,000	エアコン（〇〇用）	〇〇製 CC-CC111C-C	1	台	00,000	00,000	エアコン（〇〇用）	■労務費						エアコン取付工事	4	か所	00,000	00,000		■付帯工事費						専用配線工事	3	か所	00,000	00,000		増設分電盤	4	回路	00,000	00,000		■一般管理費						交付対象に係る一般管理費	1	式	00,000	00,000	材料費・労務費・付帯工事費	交付対象外に係る一般管理費	1	式	00,000	00,000	その他経費	一般管理費計				00,000		■その他経費						既存設備撤去工事	4	か所	00,000	00,000		家電リサイクル費用	4	台	00,000	00,000	※交付対象外	小計				00,000		消費税（10%）				00,000		合計				00,000		うち、補助対象経費 計				00,000		うち、補助対象外経費 計				00,000	※交付対象外
名称	数量	単位	単価	金額	備考																																																																																																																																					
■材料費																																																																																																																																										
〇〇製 AA-AA111A-A	1	台	00,000	00,000	エアコン（〇〇用）																																																																																																																																					
〇〇製 BB-BB111B-B	2	台	00,000	00,000	エアコン（〇〇用）																																																																																																																																					
〇〇製 CC-CC111C-C	1	台	00,000	00,000	エアコン（〇〇用）																																																																																																																																					
■労務費																																																																																																																																										
エアコン取付工事	4	か所	00,000	00,000																																																																																																																																						
■付帯工事費																																																																																																																																										
専用配線工事	3	か所	00,000	00,000																																																																																																																																						
増設分電盤	4	回路	00,000	00,000																																																																																																																																						
■一般管理費																																																																																																																																										
交付対象に係る一般管理費	1	式	00,000	00,000	材料費・労務費・付帯工事費																																																																																																																																					
交付対象外に係る一般管理費	1	式	00,000	00,000	その他経費																																																																																																																																					
一般管理費計				00,000																																																																																																																																						
■その他経費																																																																																																																																										
既存設備撤去工事	4	か所	00,000	00,000																																																																																																																																						
家電リサイクル費用	4	台	00,000	00,000	※交付対象外																																																																																																																																					
小計				00,000																																																																																																																																						
消費税（10%）				00,000																																																																																																																																						
合計				00,000																																																																																																																																						
うち、補助対象経費 計				00,000																																																																																																																																						
うち、補助対象外経費 計				00,000	※交付対象外																																																																																																																																					
【施工場所】 工事を行う場所を記載ください。																																																																																																																																										
【合計金額】 補助対象外の経費も含め、 工事に要する金額全額を 記載ください。																																																																																																																																										
【費目】 上記の表を確認し、 補助対象となる経費の費目に 分けて記載ください。																																																																																																																																										
【諸経費などについて】 工事費に一定の割合をかけて 算出する諸経費（一般管理費など） については、交付対象と交付 対象外の費用で按分して計上 することが必要となります。																																																																																																																																										
※なお、リサイクルに係る費用等は、 補助対象外となりますので、 ご注意ください。																																																																																																																																										

III. 補助金受領までの流れについて

1. 申請の流れ

補助金の申請に係る手続きの主な流れは、下記のとおりとなります。



2. 申請書類の準備

(1) 申請に係る必要書類

申請に必要な書類は、対象設備ごとに異なるため、設備ごとに作成している手引きをご確認ください。

(2) 書類の問い合わせ・提出先

大分市脱炭素先行地域補助金申請受付窓口（テルウェル西日本株式会社）

大分市大南市民センター内窓口

住所：大分市中戸次 5115 番地の 1

TEL：080-7614-5704

mail: oita-dc-hojo@telwel-west.co.jp

受付時間：月曜、水曜、金曜（祝日、年末年始を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時

※令和8年度の問い合わせ先は上記のとおりですが、令和9年度以降は変更となる可能性があります。

※交付決定日より前に着手(発注、契約、購入、設置、支払い)されたものについては、補助金の交付対象となりませんので、ご注意ください。

3. 交付申請

(1) 受付・提出期間

令和8年8月25日(火)から令和9年1月29日(金)まで

※予算の上限に達し次第終了

※交付申請の審査には2～3週間程度を要します。工事完了後、2月末までに実績報告を提出していただく必要があるため、お早めの申請をお願いします。

4. 実績報告

(1) 実績報告の時期

工事完了後30日以内又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い日まで

5. 補助金の請求

(1) 補助金の請求に関する提出書類

「補助金の交付額確定通知」を受領した後、「補助金交付請求書(様式第 11 号)」を補助金の窓口までご提出ください。

(2) 代理受領制度を利用する場合

代理受領制度を利用する場合は、「代理受領事前届出書(様式 12 号)」や、「代理受領に係る補助金交付請求書(様式 15 号)」、振込先の口座番号が確認できる書類等を、設備設置事業者に提出いただく必要があります。(詳細は、P.11・12 をご確認ください。)

6. 設備導入後

(1) 市が行う調査・報告への協力

設備の導入後から法定耐用年数を経過するまでの間は環境省への実績値の報告等を目的に、市が行う調査等に対してご協力いただく必要があります。

(2) 書類の整備・保管

補助事業の実施状況及び経理を明らかにする帳簿、また所得した設備を管理するための台帳を備え、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければなりません。

IV. そのほか申請に係る事項

1. 代理受領制度について

(1) 代理受領制度とは

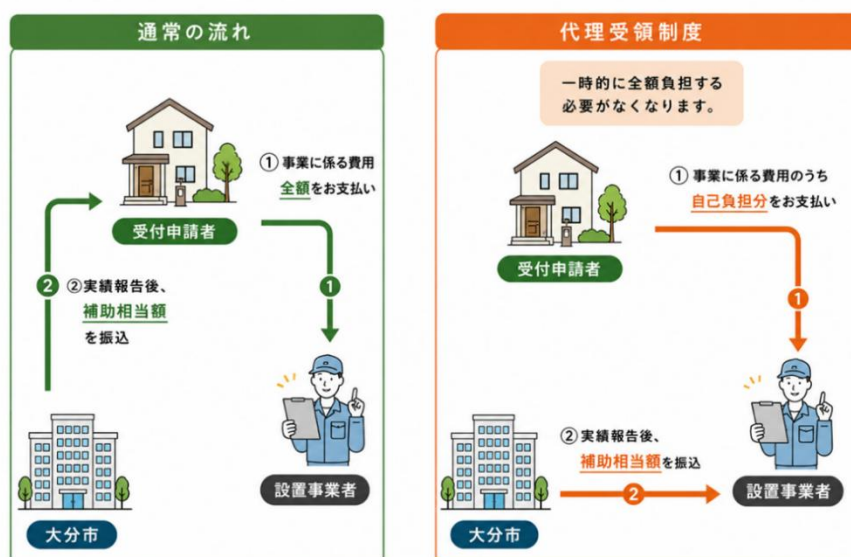
「代理受領制度」とは、申請者との契約により工事等を実施した請負者(設備設置事業者)が、申請者の委任を受けて補助金を受領する制度です。

この制度を利用することにより、申請者は設備設置事業者に対し、工事に係る金額から補助金を差し引いた額のみを支払えばよいので、支払い時の負担が軽減されます。

なお、代理受領制度の利用の有無にかかわらず、自己負担額は変わりません。

※代理受領制度を利用する場合は、代理受領者(設備設置事業者)の同意が必要となります。

※市から設備設置業者へは、請求書の提出を受けてから概ね1か月以内にお支払いします。



(2) 代理受領制度の申請に必要な書類

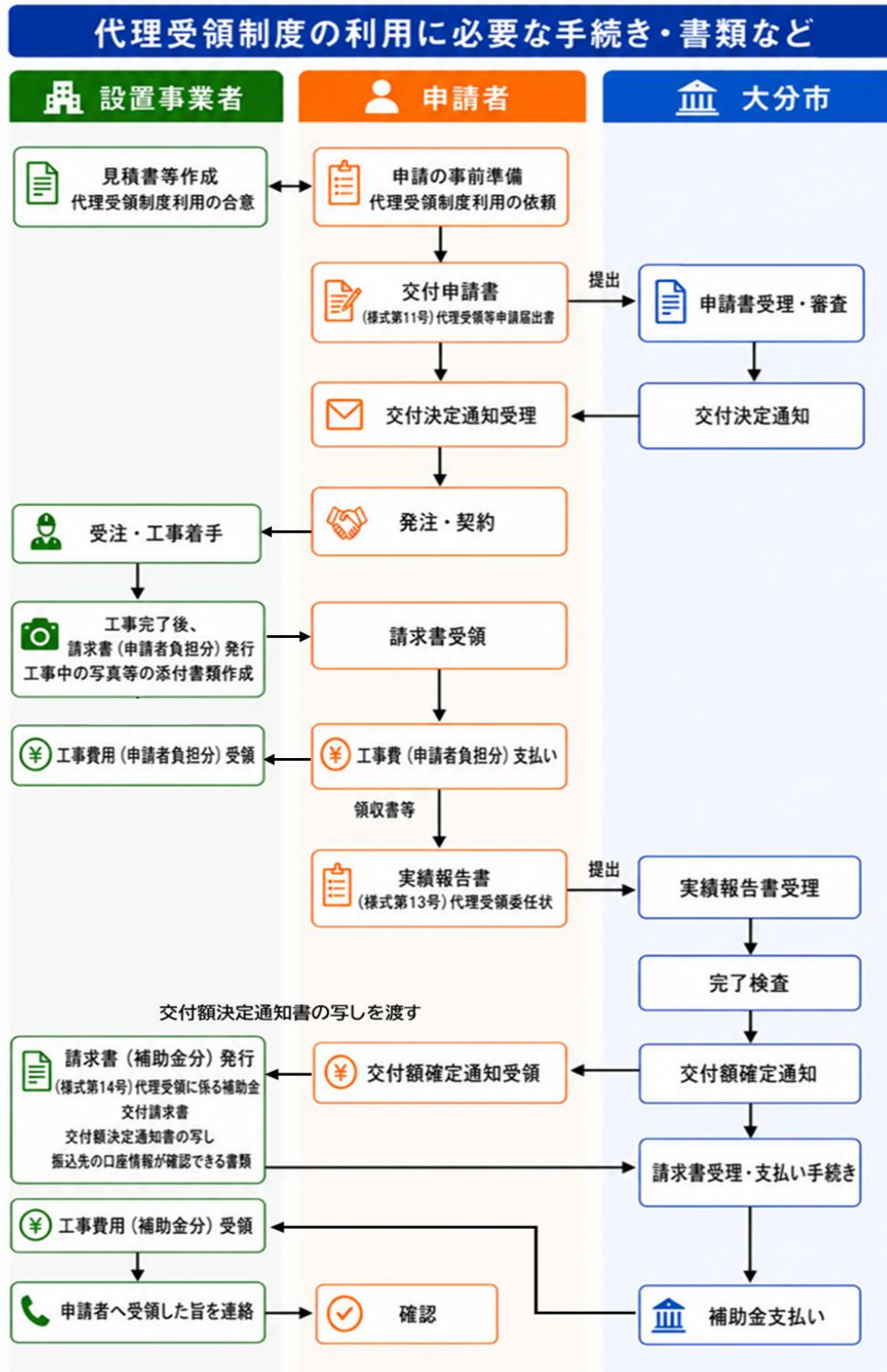
代理受領制度を利用する場合は、下記の書類をご提出ください。

提出の時期	書類提出者	書類名	様式番号
交付申請時	交付申請者	代理受領事前届出書	様式第12号
変更があった場合	交付申請者	代理受領変更(中止)届出書	様式第13号
実績報告時	交付申請者	代理受領委任状	様式第14号
交付金の請求時	設備設置業者	代理受領に係る補助金交付請求書	様式第15号
		(交付申請者から受領した) 補助金交付額確定通知書の写し	—

(3) 代理受領制度を利用する際の流れ

代理受領制度を利用する場合の手続きの流れは、下記のとおりとなります。

設備設置事業者への支払いは、①交付申請者からの支払い、②大分市からの支払いの2回行われ、その間に約1か月程度の時間差が生じます。その旨について、設備設置事業者に必ず了承いただいたうえで、制度の利用をお願いします。



2. 申請の変更・取下げ

(1) 変更に係る提出書類

補助対象事業の計画を変更する場合は、変更の内容に応じて下記の書類をご提出ください。

変更内容	書類名	様式番号
事業内容の変更	変更承認申請書	様式4号
事業内容の軽微な変更 ※	軽微な変更届	様式5号

※軽微な変更該当するもの

- ① 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがないもの
- ② 補助事業の趣旨を変更するものではない事業計画の細部の変更
- ③ 前2号に掲げるもののほか、その他市長が軽微な変更と認める事項

(2) 申請の取下げについて

交付申請の取下げを行う場合は、補助金の交付決定の日から 30 日以内又は申請をした年度の 2 月末日のいずれか早い日(土日祝日の場合は翌開庁日)までに補助金窓口へ下記の書類をご提出ください。

変更内容	書類名	様式番号
申請の取下げ	交付申請取下書	様式3号

3. 補助金の返還となる場合

申請者が次に掲げるいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 「市要綱」第 15 条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 「市要綱」の規則及び告示に違反したとき。

4. 導入した設備の使用期間(法定耐用年数)

本補助金により取得した財産(設備)には、処分制限期間(撤去・廃棄・譲渡などができない期間)が存在します。原則として、設備ごとに定められている法定耐用年数の期間は、処分制限期間となります。法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間となります。詳細は、国税庁 HP などをご参照ください。

(参考)国税庁 HP: <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2100.htm>

補助対象設備	法定耐用年数
太陽光発電設備	17 年
蓄電池	6 年
高効率空調機器(エアコン)	6 年
高効率照明機器(LED)	15年
高効率給湯器(ヒートポンプ給湯器)	6年
高機能換気設備※民間事業者のみ	15 年

V. 問い合わせ先

<申請手続き・書類提出に関するお問い合わせ(事務局窓口)>

補助金の申請手続き、提出書類の確認、受任(代理受領)に関するご相談・提出はこちら

大分市脱炭素先行地域補助金申請受付窓口 (テルウェル西日本株式会社)

住 所 : 〒870-1203 大分市中戸次 5115 番地の 1(大分市大南市民センター内)

受付時間 : 月曜、水曜、金曜(祝日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分~午後 5 時

T E L : 080-7614-5704

M a i l : oita-dc-hojo@telwel-west.co.jp

提出方法 : 持参、郵送またはメール

※令和8年度の問い合わせ先は上記のとおりですが、令和9年度以降は変更となる場合があります。

<脱炭素先行地域づくり事業・施策全般に関するお問い合わせ>

脱炭素先行地域づくり事業の政策に関するお問い合わせはこちら

担 当 課 : 大分市役所 本庁舎 4 階 環境政策課 脱炭素社会推進室

住 所 : 〒870-8504 大分市荷揚町 2 番 31 号

T E L : 097-529-7243

M a i l : datutanso@city.oita.oita.jp